

騒音発生施設

※ 騒音・振動規制法の届出をすれば、当該施設の県条例の届出は不要
 ※ 騒音・振動規制法は、可動式の施設は届出の対象外であるが、県条例は対象

施設名又は作業名	項番号	騒音規制法対象施設	項番号	兵庫県条例対象施設
圧延機械	金属加工機械	1-イ 原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	1	動力が22.5kw以上のもの
製管機械		1-ロ すべてのもの	2	すべてのもの
ベンディングマシン		1-ハ ロール式に限る 原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	3	動力が3.75kw以上のもの
液圧プレス		1-ニ 矯正プレスを除く	4	矯正プレスを除く
機械プレス		1-ホ 呼び加圧能力が294kN(30トン)以上のもの	5	呼び加圧能力が30トン以上のもの
せん断機		1-ヘ 原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	6	動力が3.75kw以上のもの
鍛造機		1-ト すべてのもの	7	すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン		1-チ すべてのもの	8	すべてのもの
プラスト		1-リ タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く	9	すべてのもの
タンブラー		1-ヌ すべてのもの	10	すべてのもの
切断機		1-ル 砥石を用いるものに限る	-	-
空気圧縮機	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	-	-
圧縮機	-	-	11	動力が7.5kw以上のもの (空調機・冷凍機等も対象)
送風機	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	12	動力が3.75kw以上のもの
破碎機	3	土石用又は鉱物用に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	13	すべてのもの(土石用・鉱物用・食料品・飼料・肥料製造用は動力が7.5kw以上のもの)
摩砕機		土石用又は鉱物用に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	14	動力が7.5kw以上のもの
ふるい機		原動機を用いるもの	15	原動機を用いるもの
分級機	4	建設用資材製造機械に限る 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	16	すべてのもの
織機	5-イ	建設用資材製造機械に限る 混練機の混練重量が200kg以上のもの	17	すべてのもの
コンクリートプラント	5-ロ	穀物用製粉機に限る 原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	34	破碎機及び摩砕機を除く
アスファルトプラント	6	すべてのもの	18	すべてのもの
ロール機	7-ロ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	19	すべてのもの
ドラムパーカー	7-ハ	すべてのもの	20	すべてのもの
チップパー	7-ニ	製材用のもは原動機の定格出力が15kw以上のもの 木工用のものは原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	-	-
碎木機	7-ホ	製材用のもは原動機の定格出力が15kw以上のもの 木工用のものは原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	-	-
帯のこ盤	-	-	21	動力が0.75kw以上のもの
丸のこ盤	7-ヘ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	22	動力が0.75kw以上のもの
動力のこぎり機	8	すべてのもの	23	すべてのもの
かなな盤	9	原動機を使用するもの	24	原動機を使用するもの
抄紙機	10	すべてのもの	25	すべてのもの
印刷機械	11	ジョルト式のもの	26	すべてのもの
合成樹脂用射出成形機	-	-	27	出力が3.75kw以上のもの
鋳造型機	-	-	28	同一建物に10台以上設置するもの
ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	-	-	29	すべてのもの
工業用ミシン	-	-	30	すべてのもの
ニューマチックハンマー	-	-	31	動力が2.25kw以上のもの
コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロックの製造機	-	-	32	サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除く
金属用打抜機	-	-	33	すべてのもの
グラインダー	-	-	35	重油使用量が15ℓ/h以上のもの
工業用ミキサー	-	-	36	すべてのもの
重油バーナー	-	-	37	すべてのもの
ゴム、皮又は、合成樹脂の打抜機又は裁断機	-	-	38	同一建物内に5台以上設置するもの
スチームクリーナー	-	-	39	すべてのもの
金属工作機械	-	-	40	すべてのもの
石材引割機	-	-	41	出力が20kw以上のもの
ドラム缶洗浄機	-	-	42	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの
風力発電設備	-	-	43	すべてのもの
板金又は製缶の作業	-	-	44	土砂石の材料置場であって1カ月以上使用するもの
鉄骨又は橋梁の組立作業	-	-		
建設材料置場における運搬作業 (動力を用いる機械を使用する作業に限る)	-	-		

振動発生施設

※ 騒音・振動規制法の届出をすれば、当該施設の県条例の届出は不要

※ 騒音・振動規制法は、可動式の施設は届出の対象外であるが、県条例は対象

施設名又は作業名		項番号	振動規制法対象施設	項番号	兵庫県条例対象施設
液圧プレス	金属加工機械	1-イ	矯正プレスを除く	1	矯正プレスを除く
機械プレス		1-ロ	すべてのもの		すべてのもの
せん断機		1-ハ	原動機の定格出力が1kw以上のもの		原動機の定格出力が1kw以上のもの
鍛造機		1-ニ	すべてのもの		すべてのもの
ワイヤーフォーミングマシン		1-ホ	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの		原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
打抜機		—	—		原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
製管機械		—	—		すべてのもの
圧延機械		—	—		原動機の定格出力が22.5kw以上のもの
圧縮機 (冷凍用・空調用除く)		2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
土石用又は鉱物用破砕機、 摩砕機、ふるい及び分級機		3	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	3	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
織機		4	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
コンクリートブロック マシン		5	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの	5	すべてのもの
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械			原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの		すべてのもの
ドラムパーカー	木材加工機械	6-イ	すべてのもの	6	すべてのもの
チッパー		6-ロ	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの		すべてのもの
印刷機械		7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
ゴム練用又は 合成樹脂練用ロール機		8	カレンダーロール機以外のもの 原動機の定格出力が30kw以上のもの	8	カレンダーロール機以外のもの 原動機の定格出力が30kw以上のもの
合成樹脂用射出成形機		9	すべてのもの	9	すべてのもの
鋳造型機		10	ジョルト式のもの	10	ジョルト式のもの